

公益財団法人所沢市文化振興事業団  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人所沢市文化振興事業団（以下「事業団」という。）の定款第14条及び第28条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第3条 事業団は、常勤理事に対しその職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 事業団は、前項に掲げる常勤理事以外の役員及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）に対し、理事会又は評議員会に出席した場合の職務遂行の対価として、報酬を支給する。
- 3 監事については、事業団定款第25条の職務執行を行った場合においても、報酬を支給する。
- 4 前2項に規定する報酬は、所沢市職員の身分を有する者については支給しない。

(報酬の額)

第4条 常勤理事に対する報酬の額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表1「常勤役員俸給表」に基づき支給する
  - (2) 特別報酬 別表2に定める額
- 2 前項第1号の報酬の額は、俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
  - 3 非常勤役員等に対する報酬の総額及び日額は、別表3のとおりとする。

(支給方法)

第5条 常勤理事の報酬等の支給方法については、事業団職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、会議等への出席の都度、本人が指定した本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 非常勤役員が、事業団が招集する会議等に出席するため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の額は、居住地と会議開催地間の経済的かつ合理的な往復運賃相当額とする。

3 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は、職員給与規程による。

(公表)

第7条 事業団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

## 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人所沢市文化振興事業団役員報酬及び費用弁償規程（旧規程）は、前項の登記の日をもって廃止する。

別表1 常勤役員俸給表（第4条第1項第1号関係）

号俸	月額	号俸	月額
1	180,000	7	300,000
2	200,000	8	320,000
3	220,000	9	340,000
4	240,000	10	360,000
5	260,000	11	380,000
6	280,000	12	400,000

別表2（第4条第1項第2号関係）

6月特別報酬	報酬の月額×1箇月分
12月特別報酬	報酬の月額×1箇月分

別表3（第4条第3項関係）

非常勤役員	報酬日額（1人あたり）	年度総額（合計）
役員	7,900円	600,000円
評議員	7,900円	600,000円